

会社の政治献金

—八幡製鉄政治献金事件を中心として—

坂 井 隆 一

目 次

1. 序 論	1
2. 八幡製鉄政治献金事件の概要	2
3. 政治献金と会社の目的の範囲	4
4. 政治献金の適否論	12
5. 取締役の責任	18
6. 結 論	18

1. 序論

衆知の通り、社会面においても学界においても論争を捲き起こした八幡製鉄政治献金事件は東京地裁の第1審判決^(註1)を取消して約三年ぶりで東京高裁の第2審判決^(註2)が下され、現在最高裁へ持ち越されている。

会社の政治献金は適法なものと認めるかどうかの会社法に課せられた極めて困難な問題の一つである。これを解決するためには、会社の本質、特に社員の結合目的の再吟味と営利団体の存在自体に対する評価に帰着する。従って、八幡製鉄政治献金事件はこの問題解決についての有力な手懸りを残した。

そこで、本稿では右1、2審の判決の示すところを紹介した上で、検討を試みることにする。

(註1) 下級民集14巻4号657頁、判例時報330号29頁、商事法務研究277号6頁

(註2) 判例時報433号9頁、商事法務研究370号6頁

2. 八幡製鉄政治献金事件の概要

八幡製鉄株式会社の代表取締役両名は、同社の名で自由民主党に政治献金として350万円の寄附をした。同社の一株主は右の行為は定款違反の事業目的を逸脱し、かつ、取締役の忠実義務に違反するから、被告両取締役は会社に対し損害賠償責任があると主張して、代表訴訟を提起した。

第1審判決において、原告の主張を全面的に認めている。その理由としては、まず第一に定款違反の問題についてであるが、定款違反の認定基準として「取引行為」（営利行為）と「非取引行為」（非営利行為）とに分けることから出発する。後者即ち、非取引行為（非営利行為）は、従来の判例の立てた取引行為の基準即ち、目的を直接に遂行する行為及び定款の記載自体からみて客観的抽象的に目的遂行上必要である行為という基準とは違って、一切の無償行為は、会社の営利法人としての本質に反するから、定款に記載した目的が何であるかに関係なく、営利の目的に反することによって、定款違反の行為になるとする。第二に、忠実義務違反の問題については、まず定款違反は当然忠実義務違反の行為として、取締役の損害賠償責任の発生原因となるが、この原則の行過ぎを修正するため、例外を認めようとする。その手懸りとして、総株主の同意によって取締役の責任を免除するという商法第266条4項の法意を援用し、総株主の一般社会人としての合理的意思によれば当然その同意が期待されるような場合、つまりそれを行うことが一般人にとって社会的義務と感ずるような性質の行為は、総株主の同意が期待されるので合理的な限度を超えないかぎり例外的に免責されるとする。しかし、政治献金は株主の間で支持政党も異なり、意見の対立がある問題であって、会社の株主の多数決によって選ばれた取締役が寄附するのはその額の多少をとわず忠実義務違反であると断定している。

次に、第2審判決は、第1審判決を取り消して、政治献金も会社の目的の範囲内の行為であり、少なくとも限度を超えない限り取締役は政治献金

によって忠実義務違反の損害賠償責任を負わないとした。その理由を簡単に述べると、第一に会社の権力能力ないし営利法人性の問題について、会社も一個独立の社会的存在として、個人と同様な一般社会の構成単位をなしているということから、社会に対する関係において有用な行為は、当然会社の目的の範囲内の行為である。政治献金も対社会的に有用な行為であるから、会社の目的の範囲内に属する。第二に政治献金の違法性の問題即ち、政治献金は、国民の参政権の侵害として公序に反し、民法第90条により無効ではないかという問題について、判旨は参政権の平等と参政権行使の自由が政治資金の寄附によって害されるということは、考慮の余地のないことであるとし、また、株式会社の寄附する政治資金が巨額に上るため、政治の腐敗、墮落を招きやすいことを問題とするのであればそれはまさにそのとおりである。公党たるべき政党の主義政策を左右する等の不法の目的でなされる政治資金の寄附は寄附者が何人であるかを問わず、公序に反し無効たるべきはいうまでもない。右のような公序に反する目的でなされる政治資金の寄附によって実際政治が支配せられ、全体の奉仕者たるべき政党を一部の奉仕者に墮落せしめるいわゆる金権政治の弊に陥らせるおそれがあるとすれば、政治資金の寄附一般につきまた、会社等の団体による政治資金の寄附について実効性ある法的規制措置を講ずる必要があるわけであるが、それはもっぱら立法政策即ち、立法による政治資金の規制の強化等に属するとして、政治資金の規制は、政治資金規正法の問題で商法の問題ではないと説く。第三に、取締役の忠実義務違反について、判旨は株式会社のみならず寄附については、全人格的な自然人のみならず寄附の場合と異なり、株主の利害との権衡上の考慮に基づく合理的の限度即ち、寄附の目的、会社資本の規模、経営実績、社会的地位等から見て応分と認められる限度があるべきで、その限度を超えてなされた寄附は忠実義務に違反してなされたものとして、取締役は会社に対し責に任ずべきものといわなければならない。しかし、被控訴人はこの点についても終始、政治資金の寄附

は、金額の多少にかかわらず、その一切が取締役の忠実義務に違反する行為であると主張するのみで、右の限度を越えているという主張、立証するところがないから、判断の限りでないとしている。

3. 政治献金と会社の目的の範囲

政治献金の問題に立ち入る前に、一般的に、会社の能力が定款所定の事業目的によって制限されるかどうかの問題を考慮しておく必要がある。民法では、法人は法令の規定に従い定款または寄附行為により定まりたる目的の範囲内において権利を有し義務を負うとして（民法第43条）、目的による法人の権利能力の制限を認めている。商法には、これに関する直接の規定をおいていない。通説・判例^(註1)は会社に対しても民法の規定が類推・適用があるとして、会社による権利能力の制限を認めている。その理由として、会社は特定の目的のために設立された法人であるから、その目的の範囲内でだけ権利能力を有するのは当然であるし、また株主などの会社の社員も会社財産が特定のためにだけ使用されることを期待して社員となったのであるから、その期待を保護するためにも会社の権利能力を制限する必要があるとする。更に、会社の目的の範囲内の行為とは、定款に会社の目的として記載された文言から推理演繹しうべき事項を含むのみならず、定款に記載された事業を遂行するに必要な行為も、また目的の範囲内に属するものとされる。定款に記載された目的については、定款の文言を社会観念に従って広く解釈しようとしており、また目的を達成するために必要な行為は、定款所定の目的自体より観察して、客観的・抽象的に、必要か否かの基準に従って決定すべきであるとする。

これに対して、最近の有力説は民法43条を会社に類推・適用することを否定している。即ち、会社の目的による権利能力の制限を認めないとしている。その理由は、会社の活動範囲は実際上極めて広く、しかも会社の目的は登記せられているにしても第三者としては実際上その目的が何である

かを確めることは煩にたえないし、またある行為がその目的の範囲内のものであるか否かの判断は必ずしも容易でないから、会社の権利能力の目的による制限を認めることは、取引の安全を害し、また会社に責任免脱の口実を与え易いという弊害を伴うこと、かつ公益法人におけると異なり取引の安全を犠牲にしてまで会社の保護をはかる必要がないこと、しかも民法43条を会社に準用する明文の規定はないことを根拠とする。以上が制限肯定説^(註3)と制限否定説の論拠であるが、私は後説が妥当であると解する。

しかし、ここで注意しなければならないのは、会社とその取引の相手方との間においてである。即ち、会社の代表者によってなされた行為の効果が相手方との関係において有効に会社に帰属するか否かという問題として、これが争われるのである。

然らば、政治献金事件はどのように考えたらよいであろうか。これは、会社内部において取締役の責任を追求するにあたり、取締役の行為が定款所定の目的を逸脱しているか否かが問題とされているのであり、会社と自由民主党との間において寄附の効力を争うものではない。目的による会社の能力の制限を認めない見解でも、会社の内部において、定款が、したがって会社の目的を定めるその規定が、取締役の行為を制約する効力を有することまで否定するわけではない。即ち、問題はこの場合、民法43条の類推・適用の有無ではなく、定款内部における効力如何なのである。従って、八幡製鉄政治献金事件は会社の定款に定められた事業目的の範囲内のものであるか、またはその範囲を逸脱するものであるかに関する論争である。

更に、従来、わが国の判例・学説は、祭の寄附、災害の義損金・教育事業・社会事業への寄附について、それが合理的な限度である限り許されるものとし、取締役がかかる行為^(註4)をなしたからといって直ちに責任の問題を生ずることはないとしている。しかし、その理由は明らかではない。おそらくこれらの行為はいずれも会社の目的遂行に直接または間接に必要なまたは有益であるとみるか、または会社といえども営業生活の外に社会の成員

会社の政治献金

としての生活領域をもち、一般社会人と同様にこの種の行為をなすことが要請されている点でそれぞれその理由づけを求めているようである。^(註5) アメリカにおいても、慈善事業について早くから有効と判示している。また現在では多くの州法は、明文をもって慈善事業への寄附は目的の範囲内であることを規定している。^(註6)

そこで、このような一般的な寄附行為と同様に、政党に対する政治献金を有効なものとするべきかどうかは困難な問題である。

この問題の解決は、結局、会社の本質、特に社員の結合の目的の再吟味と営利団体の存在自体に対する評価に帰着する。そして、この問題に対する具体的迫り方には、営利性の点からするものと、会社の社会的存在性の点からするものとの二方法がある。

まず、営利性の点から出発するのが第1審判決である。それによると、会社の行為を取引行為（営利行為）と非取引行為（非営利行為）とに分け、非取引行為は、営利の目的に反することによって、すべての事業目的の範囲外の行為で定款違反であり、また忠実義務違反を構成する。ただ、非取引行為でも、一般社会人として総株主の同意が当然期待されるような「社会的義務行為」については免責されるが、特定の政党に対する政治資金の寄附は特定の宗教と同様に一般社会人が社会的義務と感ずる性質の行為とは認められないので、その寄附額の多少にかかわらず、商法第266条1項5号による取締役の損害賠償責任の原因たりうると判旨する。

次に判決と同じように営利性の点から出発しながら、逆に、判決と反対の結論に導く鈴木教授の説がある。^(註7) 即ち、会社の事業目的に直接または間接に必要なまたは有益な行為という点に是認の根拠を求める。この教授の説は、寄附を営利目的に結びつけるのであるが、その判断は、ある一回的な行為だけを捉えるのではなく、全体として考察するのである。そこで、たとえば慈善事業への寄附や政治献金は、会社の事業の遂行ないし発展に都合がよいか、少なくとも事業遂行上の障害を少なくするという点で事業目

的と結びつき、取締役の適法行為の範囲内に入って来るわけである。

これに対し、社会的存在論から政治献金を是認するのが第2審判決である。それは、会社は一個独立の社会的存在として、個人と同様な一般社会の構成単位をなしていることから、社会に対する有用な行為は、目的の如何およびその目的達成のために必要または有益であると否にかかわらず当然その目的の範囲に属することになる。そして、政治献金も慈善のための寄附などと同様に、社会的に有用な行為であるとする。なぜならば、代議制民主制の下における政党は、公益に奉仕するものであり、それ故に、政治献金それ自体も、本来の性質からすれば、公的性格をもつ政党の公の目的のための政治活動を助長するもの故、慈善のための寄附などと性格において異ならないことを理由として会社の目的の範囲に属するとする。

この判決と同様、社会的存在論の立場をとる学説としては大隅教授^(註8)である。教授によれば、営利性を出発点とすることは擬制に過ぎるとし、営利性の観点から離れ、会社の社会的存在論から政治献金を是認するのである。即ち、会社も社会の一員として存在し、社会的に種々の営業活動を行なっている以上、その反面において、会社の事業目的にとって必要または有益であると否とを問わず、社会の成員として普通に行なわれている程度の応分の寄附をするような行為は当然認められるし、また社会的にも期待されているところである、とする。

次に、政治献金をもって会社の権利能力の範囲内の行為であることを是認しつつ会社があくまで目的団体たることに着目し、かつそれが社会的に弊害をもたらすおそれの多い行為として、取締役がかかる行為をなすことは、その受任者としての義務に反し、従って、目的の範囲外と解する立場として、服部、西原両教授の説がある。服部教授^(註9)は、一般的には会社の政治献金を無効視するものでないと認められるので、会社の政治献金は少なくとも一般的にはこれを有効と見るほかない。しかし、政治献金が会社の行為として私法的に有効であるということ、或いはそれが奨励さるべきこ

会社の政治献金

と、或いはそれが会社の目的の範囲内に属することを意味するのではない。政治献金は社会的に弊害を伴う行為であるとして、要するに政治献金は会社の目的を逸脱する行為であるとする。西原教授は会社の営利性は商法の前提とするところではあるが(註10)会社も法的存在である以上、その営利性は多くの制約を受けた調和的性格のものでなければならないとされ、株式会社の取締役は他人の財産管理者であるから、無償の行為をなすにあたっては特別の慎重さを要求され、その使途が経済団体・目的団体としての会社にふさわしいものであるが、その使途が社会的非難をうけたり、国家社会の健全な発展を阻害するものでないかどうかなどを考慮し、その支出の当否を判断すべきであるとされた上で、政治献金が政党に対する献金に限らないこと、その額が巨額に上る傾向にあること、事実上自律性を欠いていること、国民の政治的信条の自由および参政権の個人的性質と両立しないことなどを根拠に、かかる行為を機関の権限の正当な範囲内の行為とは云い難いとしている。

以上述べたごとく、この二つの判決を比較してみると、一は営利性、他方は社会的存在論によりながら、相異なる結論を出している。また学説上もこれをめぐって争われている。従って、判例・学説の批判を検討してみることとする。

第1審判決は政治献金の特異性を指摘した点には鋭いものがあるが、結論に至る理論構成には難点を免れなかった。第一に取引行為・非取引行為(註11)という概念自体で明確でなく、また、会社の行為をこのように単純に割切ることには疑問である。第二にすべての非取引行為が取締役の定款違反かつ忠実義務違反の行為となるとする見解の狭ますぎることを考えて、天災地変に際しての救援資金、純粹の科学上の研究に対する援助等々のように、一般社会人であれば何人もそれをしたいまたはすべきだと感ずるような性質の行為、いわば社会的義務行為については、例外的に、取締役がその責任を問われまいとしている。その根拠を取締役の責任は総株主の同意

がある場合には免除されうるとする商法266条4項に求め、しかもそのいわゆる社会的義務行為については、総株主の一般社会人としての合理的意思によれば当然その同意を得られることが期待できるから、現実には総株主の同意が得られるか否かを問わないとしている。しかし、これは全く無理な擬制である。ことに、取締役の責任発生原因の存否の問題について、責任発生後の免責の条文（商法266条4項）を援用するのは疑問である。即ち、商法266条4項はすでに発生している取締役の責任の免除の要件を定めた規定であって、これを基礎として取締役の責任が生ずるかどうかの問題を決めようとするところに、そもそも理論として無理である。

次に営利性の点から出発しながら、逆に第1審判決と反対の結論に導く鈴木教授の説については、もっとも伝統的な見解であるが、政治献金が会社のためになるという考え方を押し進めることは、その極点では汚職につながることになり、政治献金が営利目的に結びつけばつくほど、動機が不純なものになってしまうであろう。あるいは、もっと一般的に、会社の政治献金が資本主義体制ないし保守政権の基盤の維持に役立つと云っても、もしそれを強調すれば、大会社が圧力団体となり、金権政治の弊が現われ、資本主義そのものが危殆に瀕するおそれがある。会社の営利性は商法的前提とするところであるが（商法52条）、会社も法的存在である以上、その営利性は多くの制約を受けた調和的性格のものでなければならない。したがって、たとい具体的な明文の規定がなくても、公正な経済活動と見られないものであったり、参政権の本質や思想、信教の自由などの憲法上の精神と不調和なものであったりしてはならない。政治献金にはこのような可能性がきわめて強いとの批判がなされている^(註12)。これに対しては、政治献金は特定の反対給付を期待してなされるものではなく、ただ、会社の事業運営が円滑になされ不便や障害が生じないという漠然たる目的でなされるものであるから、その範囲に止まるかぎり、このような批判は当たらないし、もし不正な動機があればそれを立証することによってその責任を追求すればよいとの反論がなされている^(註13)。

会社の政治献金

更に、第2審判決は第一に会社は一個の社会的存在たることは認めうるにしても、それを強調することは、取締役の責任の問題としては、取締役による会社財産の処分を著しく寛大に取り扱うことになるおそれがある。適当ではなく、営利法人たる株式会社においては定款所定の目的は取締役の行動指針として重要な意味をもつから、これと離れて取締役の責任問題^(註14)を考察するのは妥当ではないとの批判がある。第二に政党は公的性格を有するから、会社は一個の社会人としてその事業目的のいかんを問わず当然に政治献金をなすことができ、その意味でそれは会社の目的の範囲内の行為であるとしている。しかし、政党が公的性格を有することと政治献金が会社の目的の範囲内であることとの間に、果して論理的必然性があるといえるであろうか。また、これを結びつけるために「社会に対する関係において有用な行為」という概念をもってきているが、その内容は必ずしも明瞭でない^(註15)。また政党の公的性格を強調し、政治献金は慈善事業に対する寄附とその公的性格において差異がないとしている点は、会社が政治献金をなす実情と遊離しており、一般株主の通常心理に合しないもので、現実を離れた議論という外ない^(註16)、とそれぞれ批判がなされている。

以上理論的相違点を述べたが、以上のことから西原・服部両教授の見解に賛成するものであるが、ここで卑見を略述することにする。会社の政治献金は一般的には権利能力内の行為と考える。この点、第1審判決のように政治献金が会社の権利能力の範囲外とした点は賛成できない。そこで問題はこの権利能力の範囲内にある献金行為が取締役の賠償責任を生ぜしめるか否かということである。換言すれば、会社の権利能力の範囲にあつて、会社が私法上有効になし得る政治献金について取締役の法令または定款に反する行為として、取締役が会社に対し損害賠償責任を負うか否かである。そうすると、これは取締役の職務上の義務を尽しているかどうかにより、このことは、商法第254条の2の忠実義務および第254条3項の受任者としての善管注意義務によって決せられる。この場合、株式会社の取締

役は他人の財産の管理者であるから、無償の行為をするにあたっては、特別の慎重さを要求せられる。政治献金は社会的弊害を伴う行為であり、とくに政治的には無色で中立的立場で営利活動に専念すべき会社の取締役が、自らの判断で特定の政党に献金することによって政治的圧力団体となり、国民の政治的意思の形成に影響を与えることは、国民の政治的信条の自由とも両立しない点を考えれば、少なくとも特定政党に対する政治献金は取締役の受任者としての義務ないし忠実義務違反を構成するものであり、また政治献金を営利目的に結びつけることは、ますますその動機が不純となり、その極点においては汚職につながるので、株式会社のなす政治献金が会社の営利目的に貢献することは公然と主張できないものであり、それに会社の社会的存在論から出発することも広きに過ぎる。要するに、政治献金は会社の権利能力内の行為であるが、会社の目的の範囲外の行為として定款違反であり、従ってまた忠実義務違反（商254条の2）であり、取締役は会社に対して損害賠償責任（商法266条1項5号）を負わねばならないと解する。

（註1） この問題に関する判例の総合的研究として大隅健一郎「会社の権利能力の範囲」総合判例研究叢書商法28頁以下、拙稿「会社の権利能力と目的外行為」沖大論叢2巻1号

（註2） 田中誠二「会社の目的外の行為と改正会社法」（会社法の諸問題）119頁、同最新会社法論上巻50頁、大隅健一郎「全訂会社法上227頁、上柳克郎「会社の能力」（株式会社法講座1巻94頁）、服部栄三「会社法提要」19頁、同「株式会社の本質と会社の能力」127頁

（註3） 拙稿「会社の権利能力と目的外行為」沖大論叢2巻1号94頁以下

（註4） この問題を最初に取り上げたのは松本博士である。松本丞治「営利会社の慈善事業に対する寄附」（商法解釈問題所収）

（註5） 慈善事業、祭等の寄附についての評価については富山教授によって詳細に論ぜられている。富山康吉「株式会社へのなす献金」民商法雑誌47巻3号5号

（註6） 喜多川篤典「株式会社の法理」76頁

（註7） 鈴木竹雄「政治献金について」商事法務研究287号5頁

（註8） 大隅健一郎「八幡製鉄献金事件判決について」判例時報334号61頁

（註9） 服部栄三「会社の政治献金」ジュリスト商法の判例87頁

（註10） 西原寛一「八幡製鉄政治献金事件の第1、2審判決について」判例時報447号103頁以下

会社の政治献金

- (註11) 鈴木「前掲論文」商事法務研究278号3頁、大隅「前掲論文」判例時報334号60頁、西原「前掲論文」判例時報447号103頁
- (註12) 西原「前掲論文」判例時報447号103頁
- (註13) 田中誠二「会社法詳論」上巻493頁
- (註14) 田中誠二「会社法詳論」上巻490頁
- (註15) 服部「会社の政治献金」ジュリスト商法の判例87頁
- (註16) 田中誠二「会社法詳論」上巻490頁

4. 政治献金の適否論

会社の政治献金は公序良俗に違反するか否かが国民の参政権との関係で問題となっている。

第1審判決によれば、災害に対する救援や慈善の寄附などは、総株主の一般社会人としての合理的意思によれば、その同意を期待できる行為であると評価してよいから、取締役の責任が問題にならないのに対し、政党は民主政治においては常に反対党の存在を前提とするのであり、特定政党への献金は総株主の同意を期待しうる行為であると評価できない、として取締役の責任を認めた。

これに対し、第2審判決は政治献金は慈善の寄附などと同様に、社会に対する関係において有用であるから、会社が当然になしうるものであるとする。なぜならば代議制民主制の下における政党は、公益に奉仕するものであり、それ故に、政治献金それ自体も、本来の性質からすれば、政党の公の目的のための政治活動を助成するものとして、慈善の寄附などと性格において異なることを理由としている。もっとも、この判決も無条件に会社の政治献金を肯定するものではない。即ち、公党たるべき政党の主義政策を左右する等の不法の目的でなされる政治資金の寄附は、寄附者が何人であるかを問わず、公序に反し、無効たるべきことはいうまでもないとしているが、被控訴人がいわゆる不法の目的の存在を立証しない以上適法となるとしている。

この二つの判決を比較してみると、第1審判決は、政治献金という行為が、複数の対立しあう政治的立場の特定のものを選択し支援する客観的な性格をもっており、国家の政治意思の形成に影響を与えるという機能をもつことに着眼し、これと会社は等質な市民が会社の目的とする事業を通じて得た利益を収受するために結合した社団であることとの相関関係でとらえた場合、政治献金は否定せざるを得ないとしている。これに対し、第2審判決は、政治献金のもつこのような性格・機能を捨象し、現状肯定の上に立って、政党の公的性を強調し、会社の政治献金の適法性を理論づけている。

ところで、この二つの判決のいずれを是とすべきであろうか。私は第1審判決の結論をしたい。これに対し、第2審判決が、政治献金を慈善の寄附などと同様に評価し、社会に対して有用な行為として許されるとすることには反対である。これは、さきにも述べたように、政治献金の性格・機能を捨象し、会社が等質な市民の結合した目的団体であるという性格を全く無視する不当なものといわねばならない。また政党に献金するという行為は、その政党の特定の政治的立場を支持しこれに資金的援助を与えるものであって、投票権の行使と同様、国民の政治意思の形成に影響を与えるという機能をもっていることからして、対社会的には国民の参政権の平等の原則と矛盾し、対構成員との関係ではこれらの者が市民として有する政治的自由と矛盾するので、反公益性をもつとされる富山教授の学説^(註1)がある。八幡製鉄の第2審判決はこの点にふれている。そこでは、憲法が国民に保障する参政権即ち選挙権など行使自体が政治献金によって直接影響することはないとしながらも、選挙の得票数に何らかの影響のあることは否定していない。そして選挙権を有しない会社といえども、国費の一部を分担し、政治的支配を受けることから、実際政治に無関心でなければならないという理由はなく、旧市町村制の下において、市町村会議員の選挙に法人なども個人と同様に選挙権を認められていたことからしても、会社の政

会社の政治献金

政治献金が全面的に否定せらるべきではない、とする。

これに対しては、会社が株主の出資にかかる事業団体であり、政治的に無色中立の立場であるということ^(註2)を無視するものであり、市町村議員の選挙権を有していたとすることは、それが国民の参政権の本質に合わないという反省のため、廃止されたものであるから、むしろ反対の根拠となる^(註3)との反論がなされている。

そこで、ここに参考のため外国の判例を簡単に紹介すると、まず第一にアメリカの1904年の判決では、鉱山会社が銀を産出しており、金本位制のほかに銀本位制を併用するための運動資金として弁護士に700ドル支出し、会社の本店所在地が一つ新しい郡になった方が都合がいいことがあるので、その運動費を562ドル支出した。裁判所は、この両方の支出とも政治目的であって、会社の目的外であり、株主は、その政治的信条において一致しておらず、また新しい郡をつくる希望に一致してもっていないとして取締役の責任を認めた。これは会社に有利なように立法を動か^(註4)そうとしたケースである。第二に1907年のニュー・ヨークの刑事事件につき、刑事事件の前提として、会社が寄附することができるかどうかという問題である。即ち、生命保険会社が共和党の全国委員会で大統領の選挙運動資金を拠出した。ニュー・ヨークの最高裁は、犯意がないから刑事責任はないとしたが、下級審の判決は、会社の政治献金が選挙人の権利の侵害になるとして、国民が政治意思の形成に参加する権利ないし秩序との関係^(註5)から、これをいわゆる公序 (Public Policy) に反するとしている。

第三に、政治献金につき税法上の控除をみとめる所得税法および法人税法の規定の違憲性を問題とした西ドイツの1958年の連邦憲法裁判所の判決である。かかる税法の規定が違憲であると判断された。これは、立法という国家機関の行為を対象としたものであって、政治献金という私人の行為自体を対象にしたものではないが、その判決理由において、政党への献金を投票権の行使と同様、国民が国家の政治意思の形成に参加する関係上の行

為としてとらえ、国民が政治意思の形成に平等に参加する原則との関係から判断を加えている。^(註6)

ところで、会社の政治献金を参政権侵害として常に公序良俗に反し、違法のものと解されなければならないだろうか。それは次のように理解したい。政治献金は富山教授の学説並びに外国の判例に見た如く参政権の侵害と見たい。しかし、政治献金が非常に少額の場合でも理論としては参政権の侵害であり違法といえようが、それは公序良俗違反と評価されないと考える。というのは、このような行為が直ちに社会的妥当性を欠くものとして違法とするのは妥当でないと考えるからである。大会社の巨額の政治献金は、参政権侵害の観点からも許されないと解する。

次に指摘せねばならないものとして、労働組合の政治献金である。会社の政治献金が否定されるならば、労働組合の政治献金も同様に否定されるべきであるという見解がある。^(註7) 果してそのように考えるべきであろうか。

米国では1925年のタフトハートレー法で労働組合の選挙寄金を禁止された。腐敗選挙防止法といわれている。英国でも1919年の労働組合法は原則として特定の政治上の目的のための支出を禁止した。然し一定の手続をした場合（政治目的の遂行を組合の目的の一つとすることを、組合員の無記名投票によって議決して組合規約となし、登録官による認可を受けること、この目的に使用される組合財産は「政治基金」として一般組合財産から独立させておくこと、政治基金への組合費の醸出は、反対の組合員はこれを拒否し得る等）には認められている。^(註8) しかし、わが国ではこのような規定はない。判例として次のようなものがある。即ち、関西電力労働組合が、昭和40年の参議員選挙に際し、同組合推薦の民社党および社会党の特定候補者の選挙運動資金に充てる目的で、組合員から臨時費を徴収する組合指令を出した。ところが、ある組合員が、民社党およびその所属の特定候補者と政治的信条を異にすることを理由に臨時費の徴収を拒絶した。組合は、これらの者は組合指令違反であるとし同組合の規約に基づき、組合員

会社の政治献金

としての権利を一年間停止する処分をした。そこで処分された組合員が、^(註9) 処分の無効を主張し、処分停止の仮処分を申請し、原告勝訴の判決をした。この判決は、労働組合は、本来組合として政治活動をすることができるから、所属組合員個人の政治的信条(良心)に基づく政治活動、ことに政党支持の自由を一般的包括的に制限禁止するものでない限り、組合の意思決定に基づき特定政党および所属の特定候補者を支持し、そのための選挙運動資金を含む政治活動の費用を支出することができる。そして、このような資用を支出するために、組合機関の決議をもって臨時費等の組合費として徴収することもまた許され、その徴収決議に違反した者に対しては、組合規約の定めるところによって処罰できる。しかし、自己の政治的信条(良心)によってこのような組合費の支出を拒む者の場合は、その政治的信条(良心)が憲法19条、21条に定める思想および良心の自由とこれに基づく表現の自由に関することであるから、その徴収を拒むことに特別の免責があるものと解され、このような者については違反がなかったことになり、処罰することは許されないとしている。

そこで、労働組合の政治献金は会社の政治献金と同様に考えるべきであろうか。株式会社は、営業の自由・社団形成の自由という市民法原理による団体であり、労働組合は、団結権という市民法とは異なった原理に基礎づけられる団体であり、歴史的にみても、営業の自由・社団形成の自由は、政治と企業の分離において確立したのに対し、市民法と対抗的な性格をもつ団結権は、労働者の政治的運動と結びついて確立した^(註10)ということを理由に同一に論ずることはできないとする見解に、より説得力を感じる。労働法上の組合は我国では「労働者の労働条件の維持改善、経済的地位の向上」を目的とするものであるが或る限定された意味で政治活動をも為し得るものと解する。そのような労働組合において特定政党に一定限度の資金を供給することは全く自然であって違法視する根拠を見出せない。組合役員が組合運動の一つとして、適時、組合員から、その自由意思にもとづく

政治資金の寄附を求め、これを労働者の政党に寄附することは当然そのなし得る行為の範囲内のものと解する。殊に英法のような一定の手續を踏ましめるならば組合員の政治意思形成への自由と平等とを侵すこともないであろう。

最後に、第2審判決は、会社その他の法人の政治献金の制限を立法政策の問題とし、特別法の存しないわが国ではこれを自由とするが、会社の政治献金の私法上の可否は、経済的、非政治的性質と民主制下の参政権の本質から来る解釈問題であって、責を特別法の不存在に帰すべきではないと(註11)する見解があるが、私見も正にその通りだと思う。

(註1) 富山「株式会社へのなす献金」民商法雑誌47巻6号44頁以下

(註2) 服部「会社の目的の範囲と取締役の責任」法律のひろば19巻4号6頁

(註3) 西原「八幡製鉄政治献金事件の第1、2審判決について」判例時報447号105頁

(註4) 富山「会社の政治献金」法律時報38巻6号62頁、同「株式会社へのなす献金」民商法雑誌47巻6号

座談会矢沢発言「会社の政治献金」ジュリスト274号16頁

McConnell v. Combination Mining & Milling Co. 30Mont, 239, 76 Pac. 194 (1904)

(註5) 富山「前掲論文」法律時報38巻6号62頁、同「前掲論文」民商法雑誌47巻6号

座談会矢沢発言「会社の政治献金」ジュリスト274号16頁

People ex rel. Perkins v. Moss 187 N.Y. 418, 80 N.E. 383 (1907)

(註6) 富山「前掲論文」法律時報38巻6号62頁

(註7) 鈴木「政治献金について」商事法務研究278号6頁

平賀健太「立法と裁判」商事法務研究302号2頁

(註8) 秋田成就「労働組合の政治献金に関する法的考察」民商法雑誌49巻

1号28頁以下に詳細に紹介されている。品川登「代表取締役の定款違反・忠実義務違反事件」法学経済学論集7集50頁

(註9) 昭和41年3月31日大阪地裁民事第1部判決判例時報447号91頁

(註10) 富山「前掲論文」法律時報38巻6号64頁、小松・伊藤「政治献金をめぐる判決の概観」法律のひろば20巻3号32頁

(註11) 西原「前掲論文」判例時報447号106頁

5. 取締役の責任

会社を代表して政治献金をなした取締役の責任については、第1審判決は定款違反・忠実義務違反で取締役の責任が発生するとするが、第2審判決は政治献金が当該会社の応分の限度を超えないときは、取締役の責任はなく、右の限度を超えたときに初めて、忠実義務違反の損害賠償責任が発生する。そして、その限度を超えたかどうかの立証責任は、限度を超えると主張する者が負担するとしている。第2審判決が限度を超えるかどうかの立証責任を追及する者に課したのは、政治献金を一般的に適法かつ有効なものとする論拠とするためであろうが、政治献金は前述のように社会的弊害を伴うものとしての認識からすれば、限度を超えないと抗弁する被告が負うと解すべきであって判旨のように原告に課したのは疑問である。^(註1)

次に、第一審判決のように政治献金を違法のものとし、取締役の責任を生ずることになれば、「既往の政治献金も違法とされてしまう」また取締役の責任も「時効にかからない限りその全額の賠償を負はしめられる」と^(註2)の見解がある。しかし、既往の政治献金は既に会社の各決算期毎の計算書類が株主総会において承認されているかぎり、その総会により二年を経過した分について、しかも株主から今回のような訴訟が起らないか、今後株主総会で取締役の責任を追及しない限り（商法第284条）取締役は賠償責任を負うことはないであろう。

(註1) 結果同説服部「前掲論文」法律のひろば19巻4号

(註2) 鈴木「前掲論文」商事法務研究278号6頁

6. 結 論

以上八幡製鉄政治献金事件を中心として理論的解明をしたことから、次のように結論したい。株式会社の定款に記載された会社の目的（商法166条1項1号）は株式会社の権利能力の範囲を画する意味を持たないが、取締役の経営管理の範囲を判断する上で主要な意味を有すると解する。しかし政治献金は社会的弊害を伴う行為として会社の目的の範囲外のものであり、取締役は定款に違反し、且つ忠実義務に違反し（商254条の2）、従って会社に対し損害賠償責任（商266条1項5号）を負うものと解する。